**全国農業新聞購読申込書**

２０２０年８月改定

裏面の約定に同意のうえ、全国農業新聞の購読を　　　月より申し込みます。

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 住　　所 | 〒　　　－ |
| フリガナ |  | 電話 | 　　　　　（　　　　） |
| 氏　　名 | 印　 |

※下記、該当する事項に○印をつけて、普及推進者のお名前をご記入下さい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者 | 農業委員・推進委員 |  | 認定農業者 |  | 農業年金加入者 |  | 推進者 | 農業委員・推進委員 |  |
| 農業年金受給者 |  | 納税猶予者 |  | 非農家 |  | 認定農業者 |  |
| 普及推進者 | （氏名） | 農業委員会職員 |  |
| 備考 |  | 農の雇用/農業会議 |  |

市町村農業委員会／（一社）熊本県農業会議（全国農業新聞熊本県支局）御中

**貯金口座振替依頼書**

**JA口座専用**

農業協同組合　御中

　私が、熊本県農業会議（全国農業新聞熊本県支局、以下「甲」という）から請求された全国農業新聞購読料を甲に支払うことについては、貴農業協同組合における私名義の下記貯金口座から当該金額を引落しのうえ支払われたく、裏面の約款について了承のうえ依頼します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| お申込人（口座名義人） | （フリガナ）住　　　　所 | 〒　　　　－ | 金融機関お届け印 |  |
| （フリガナ）氏　　　　名 |  |
| 電話 |  |
| お支払貯金口座 |  | 農協 | 金融機関コード |  |  |  |  | － |  |  |  |
| 種目 | １　普通・総合　　２　当座 |
| 本店（所）支店（所） | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

太枠欄にご記入ください。

|  |
| --- |
| 金融機関使用欄 |
| （不備返却理由）１　料金取引なし２　決算事項等相違（店名、口座番号、口座名義）３　印鑑相違４　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　印 | 印鑑照合 | 受付印 |
|  |  |  |

【約定】

１　全国農業新聞購読料　１ヶ月７００円（郵送のための郵便料金を含む。）

２　購読料支払い時期　　毎年２回（５月と１１月）

３　購読料支払方法　　　原則口座振替とし、甲が認めた場合は口座振込または現金支払ができる。

４　発行所　全国農業会議所

　　　　　　　〒１０２－００８４　東京都千代田区二番町９－８　中央労働基準協会ビル

　　　　　　　（電話）０３－６９１０－１１３０　（ＦＡＸ）０３－３２６１－５１３２

　　　　　　（一社）熊本県農業会議（全国農業新聞熊本県支局）

　　　　　　　〒８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８－１（県庁内）

　　　　　　　（電話）０９６－３８４－３３３３　（ＦＡＸ）０９６－３８５－１４６８

５　個人情報の取り扱い

　（１）甲（（一社）熊本県農業会議）は、この申込書に記載された個人情報を、全国農業新聞の送付、アンケート、全国農業新聞購読料の徴収以外に使用しない。

　（２）申込者は、甲（（一社）熊本県農業会議）がこの申込書に記載された個人情報並びに全国農業新聞購読料の支払状況にかかる個人情報を、当該購読料の徴収のため、全国農業会議所及び住所地の市町村農業委員会で共有することに同意する。

|  |
| --- |
|  |

【約款】

１　私が支払うべき購読料についての請求書が貴農業協同組合に送付された場合は、甲の指定する日（毎年５月２０日と１１月２０日。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に当該金額を申込口座より、金融機関普通貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通貯金通帳、同払戻請求書または当座小切手なしで引落しのうえ、甲の口座へお振込ください。

２　支払日に指定した貯金口座の残高（当座貸越を利用する範囲内の金額を含む）が不足し、甲から送付された請求書の金額の全部を引落しできない場合は、私に通知することなく請求書を甲に返戻され、再引落（毎年７月２０日と１月２０日。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）若しくは農業委員会から請求を受けることがあっても、異議ありません。

３　この契約は金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。

４　本取扱いについて紛議を生じた場合は、金融機関の責による場合を除き、金融機関に対して一切迷惑損害をかけません。